

## 笛吹市小規模企業者小口資金融資制度のご案内

笛吹市では小規模企業者の経営の安定を図ることを目的に、事業資本の融資を行っています。

### 特典

- 1) 無担保・無保証人の融資制度です。
- 2) 融資の保証料の1/2を市が補助します。
- 3) 金融機関に支払った利息のうち、1.5%以内の補助が出ます。

貸付条件(笛吹市小規模企業者小口融資促進条例に基づきます)

資金種類	資金用途	利用限度額	利率(%)	貸付期間及び返済方法
小規模企業者 小口資金	普通資金 (運転資金)	750万円	該当金融機関の 定めるところ	5年以内・元金均等月賦返済
	普通資金 (設備資金)	750万円		7年以内・元金均等月賦返済
	緊急資金	50万円		1年以内・元金均等月賦返済

ただし、1企業の貸付総額は750万円を限度とする。

### 利用できる人

1. 【個人の場合】 申込日以前1年以上市内に住所を有し、県内で同一事業を1年以上営んでいる人  
【法人の場合】 申込日以前1年以上市内に同一事業を営んでいる人
2. 山梨県信用保証協会の保証対象となる事業を営んでいる人
3. 申込日において納期が過ぎている市民税(所得割)を完納している人
4. 常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業5人)以下の人

### 利用できる金融機関(笛吹市内の支店のみ取り扱い)

山梨中央銀行(笛吹市内各支店)  
山梨県民信用組合(笛吹市内各支店)  
山梨信用金庫(笛吹市内各支店)  
甲府信用金庫(笛吹市内各支店)

### 申し込み締め切り

2月、5月、8月、11月の末日

### 申し込み・お問い合わせ

笛吹市観光商工課 TEL 055-262-4111 内線 251～253